

愛川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例です。

今回の改正については、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、国で定める基準に従い、又は参酌して、条例で基準を定めることとされました。本条例については、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国の定める基準をもって、本町が条例で定める基準とするため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由をお知らせするものです。